

## 桐生市観光駐車場設置及び管理に関する要綱

(平成 22 年 4 月 6 日施行)

改正 平成 29 年 6 月 1 日令和 6 年 4 月 1 日

### (設置)

第 1 条 自動車の駐車場所の確保の円滑化を図ることにより、観光誘客に資するため、桐生市観光駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
桐生市観光駐車場	桐生市仲町一丁目 792 番 3

### (使用することができる時間)

第 3 条 駐車場を使用することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、市長は、駐車場及び附属設備（以下「駐車場等」という。）の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (使用することができる自動車)

第 4 条 駐車場を使用することができる自動車は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (使用の休止)

第 5 条 市長は、駐車場等の補修その他駐車場等の管理上特に必要と認めるときは、駐車場等の全部又は一部の使用を休止することができる。

### (使用の拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場等の使用を拒否することができる。

- (1) 駐車場等の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場等の管理上支障があると認めるとき。

(使用申請及び許可)

第7条 駐車場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 駐車場の使用申請は、電子申請受付システムによる申請(以下この条において「電子申請」という。)を基本とし、やむを得ない理由により電子申請が困難な場合は、桐生市観光駐車場使用申請書兼使用許可書(別記様式)により行うものとする。

3 市長は、前項に規定する使用申請が電子申請であるときは、電子による方法で、書面による申請のときは、前項の許可書により駐車場の使用を許可するものとする。

(行為の禁止)

第8条 使用者は、駐車場等で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の走行又は駐車を妨げること。
- (2) 駐車場等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 市長の許可を受けずに、物品の販売、広告物の表示、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用料)

第9条 駐車場の使用料は、無料とする。

(損害賠償義務)

第10条 使用者は、故意又は過失により駐車場等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、駐車場等の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則(平成29年6月1日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

名 称	車両区分及び駐車台数	金額
桐生市観光駐車場	《駐車可能車両》 中型車(乗車定員 11 人以上 29 人以下のマイクロバス及び車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満かつ最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満の普通貨物自動車をいう。) 及び大型車(乗車定員 30 人以上のバスをいう。) 《駐車台数》 合計 12 台	無料

備考 駐車場に自動車を駐車する場合において、午後 9 時以降の出庫は施設用地の管理上、原則できないものとする。